

甲斐市教育委員会第1回臨時会議事録

- 1 日 時 令和7年2月7日（金）午後4時
- 2 場 所 甲斐市役所 本館3階 大会議室
- 3 開 会 午後4時
- 4 出席者 【教育長】内藤和彦教育長
【委 員】米山祐希職務代理者 小林啓子委員
金子初男委員
【説明員】名取藤吾教育部長 小田切英規教育総務課長
広瀬修スポーツ振興課長
- 5 傍聴人 なし
- 6 事務局 早川要子教育総務係長 内田優教育総務係員
- 7 欠席者 千野国弘委員
- 8 議事録署名委員の指名 C委員 A委員
- 9 議 題
第1号 甲斐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う条例案の意見聴取について（教育総務課）
- 10 その他
- 11 閉 会 午後4時16分

○開 会

教育長

開会を宣する。（午後4時）

なお、B委員につきましては、所要により欠席する旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

○あいさつ

教育長

本日は総合教育会議に引き続き、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。長い会議になり恐縮ですがよろしくお願いいたします。

本日ににつきましては、「甲斐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う条例案」について、保坂市長から意見聴取がありましたので、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。よろ

しくお願いいたします。

○議事録署名委員の指名

教育長 議事録署名委員を指名します。C委員、A委員を指名します。よろしく
お願いいたします。

○議 題

第1号 甲斐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う条例案の
意見聴取について（教育総務課）

事務局 （資料説明）

教育長 説明が終わりました。今までの流れを簡単に振り返りますと、前回の
教育委員会で令和7年度の機構改革の説明がありました。本日の総合教
育会議で再度詳しく説明があり、規定により、組織改編が議会にかけら
れるので、その前に教育委員さんの意見も聴取するということがありま
すので、市長部局より、教育委員会に対して2ページの資料が送付され
ました。そこで、今ここで、このことについて意見を統一していくとい
うことになります。

ゼロからこのことについて、どのようにするかということを考えてい
くことは、非常に大変だろうということで、事務局で8ページのような
案を文言として作成してみました。これをたたき台にして、協議をして
いくということでございますので、よろしくお願いいたします。

総合教育会議で委員から話がありましたように、どのように具体的に
変わるのか、ということで4ページに新旧表があり、今まで教育委員会
だったが、市長部局に変わるということで、そのように見ていただくと
分かりやすいかと思います。

1ページのことについて、あるいは8ページに関わってということでも
結構です。ご意見・ご質問を取りまとめていただきたいと思います。
いかがでしょうか。

事務局 内容につきましては、先程の総合教育会議で総務部から詳しく話があ
りましたので、今回はこちらからの事務的な流れということになります。

教育長 経緯等は、総務部から説明いただいたと思いますので、8ページを再

度ご確認いただき、教育委員会として8ページの内容でよろしいか。あるいは、何か加除・修正等があるかというところでご意見をいただきたいと思います。

委 員 ここに回答と、付帯意見がありまして、このとおりでよろしいかと思います。スポーツは学校教育とも切っても切れないというような中身もありますので、今後とも教育委員会と情報を密に連携して事業を行うようにという付帯意見も付けておりますので、私はこれでよろしいかと思います。

委 員 8ページにありますように、また、先程の総合教育会議でもありましたように、必要なところについては、つまり中学校の部活動やスポーツ少年団など、教育に関わるスポーツ事業というものもありますので、そういった部分は、教育委員会と連携を密にさせていただきながら進めていただくということで、この条例案については異議がないということで良いと思います。

委 員 私も、先程の総合教育会議で述べたとおりの考えですので、こちらの案に示していただいたとおり、とにかく「教育委員会と情報を密に連携して」というところを希望しており、ほぼ一致していますので、このような回答内容にさせていただいて問題ありません。異議はありません。

教育長 ありがとうございます。そうしますと、今までの意見から「異議なし」ということで8ページを承認するということでもよろしいでしょうか。

一 同 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。従いまして議題第1号は原案のとおり承認されました。

○その他

教育長 事務局から何かありますか。

事務局 なし。

教育長 それでは、私からお願いします。

今、「連携」ということが随分言われていますので、今後、実際に教育委員の皆様にとどのようなことで連携あるいは、今まであったが今後はそれがなくなる、あるいは、また引続きなど、色々と具体的なことが出

てくると思いますが、その際には、本日もスポーツ振興課長に出席していただいておりますが、必要に応じてスポーツ振興課からも色々な教育会議に出たり、あるいは個々に事業への出席依頼があったりしますので、ご理解ください。

続いて、その他をお願いします。

資料の 1 ページをご覧ください。「5 今後の対応」ですが、ただ今、承認いただいたのは、市長部局への意見聴取の回答でした。今度、2 月議会にこの条仮案が提出され、議会から同じように意見聴取がございます。資料の 10 ページをご覧ください。こちらに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第 23 条第 2 項に同じように「議会は、教育委員会の意見を聴かなければならない。」とあるので、同じように意見聴取がございますが、同様の意見とする、つまり 8 ページの回答と同様としたいと思いますが、そちらもご異議なしでよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

教育長

ありがとうございました。では、そちらの件も承認されましたので、事務局の方で取計らいをお願いいたします。

○閉 会

教育長

本日、本臨時会に付議された議案の審議を全て終了したので本臨時会の閉会を宣する。(午後 4 時 16 分)